



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

平成31年4月9日

宮城労働局職業安定部

職業対策課長

小山 弘幸

地方障害者雇用担当官

最上 陽子

電話 022(299)8062

### 民間企業の障害者実雇用率は2.05%（過去最高。全国と同水準）

—宮城県における障害者雇用状況の集計結果（平成30年6月1日現在）—

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

宮城労働局では、宮城県内に本社を置く企業の平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況を集計しましたので、その結果を公表します。

#### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新。

・雇用障害者数は、5,844.5人、対前年比9.1%（487.0人）増加

・実雇用率は、2.05%、対前年比0.11ポイント上昇（全国2.05%）

全国37位（前年42位）

○法定雇用率達成企業の割合は、49.2%、前年比4.0ポイント減少（全国45.9%）

全国37位（前年37位）

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

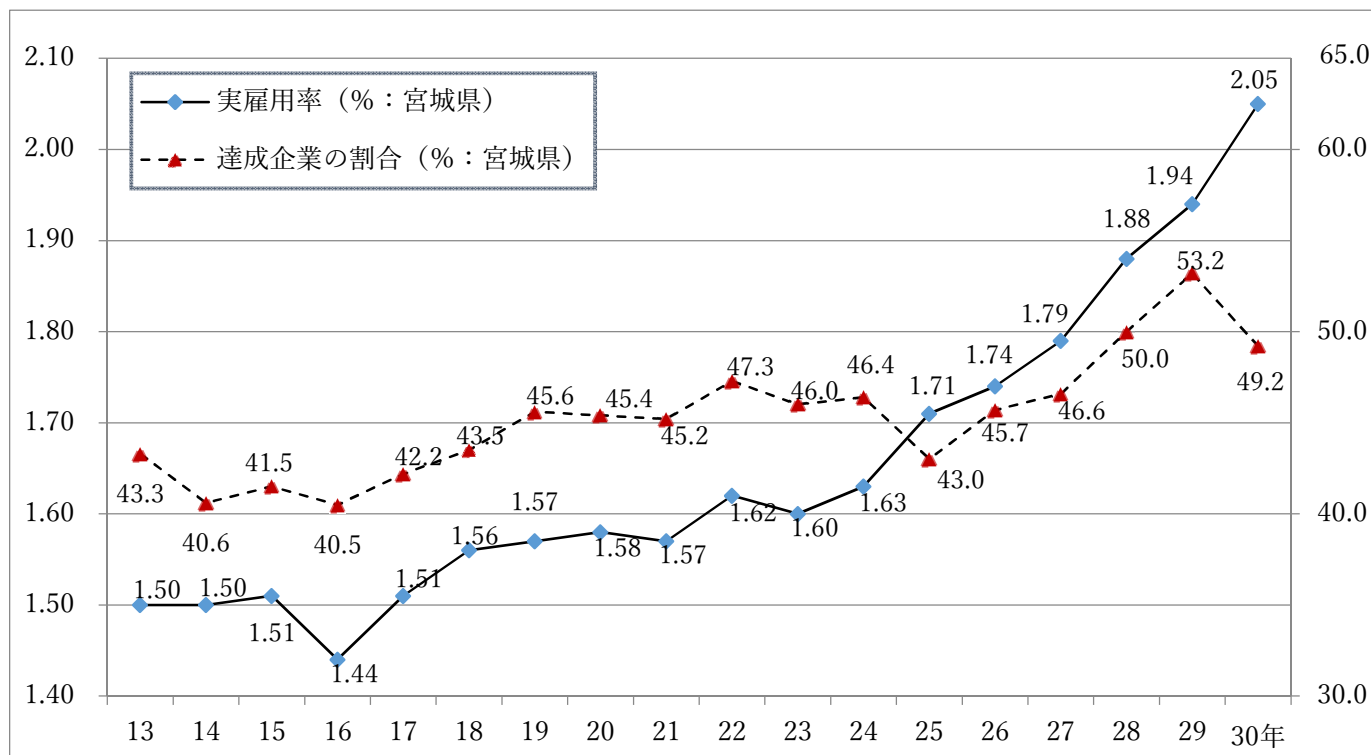
## 1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ① 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は、5,844.5人で、前年より9.1%（487.0人）増加し、9年連続で過去最高となった。
- ② 雇用者のうち、身体障害者は3,791.5人（対前年比5.0%増）、知的障害者は1,381.0人（対前年比7.0%増）、精神障害者は672.0人（対前年比47.2%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸びが大きくなった。
- ③ 実雇用率は、7年連続で過去最高の2.05%、法定雇用率達成企業の割合は49.2%（達成企業数750/1,525社）となった。

[第1表～第5表]

### 【実雇用率・達成企業割合の推移】



(2) 企業規模別の状況

- ① 雇用されている障害者の数は、500～1,000人未満規模の企業でやや減少したが、それ以外の規模で前年より増加した。
- ② 実雇用率は、100～300人未満規模の企業で下回ったが、それ以外の規模で前年を上回り、さらに300～500人未満規模、1,000人以上規模の企業において、宮城県平均の実雇用率（2.05%）を上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、すべての企業規模において前年を下回った。

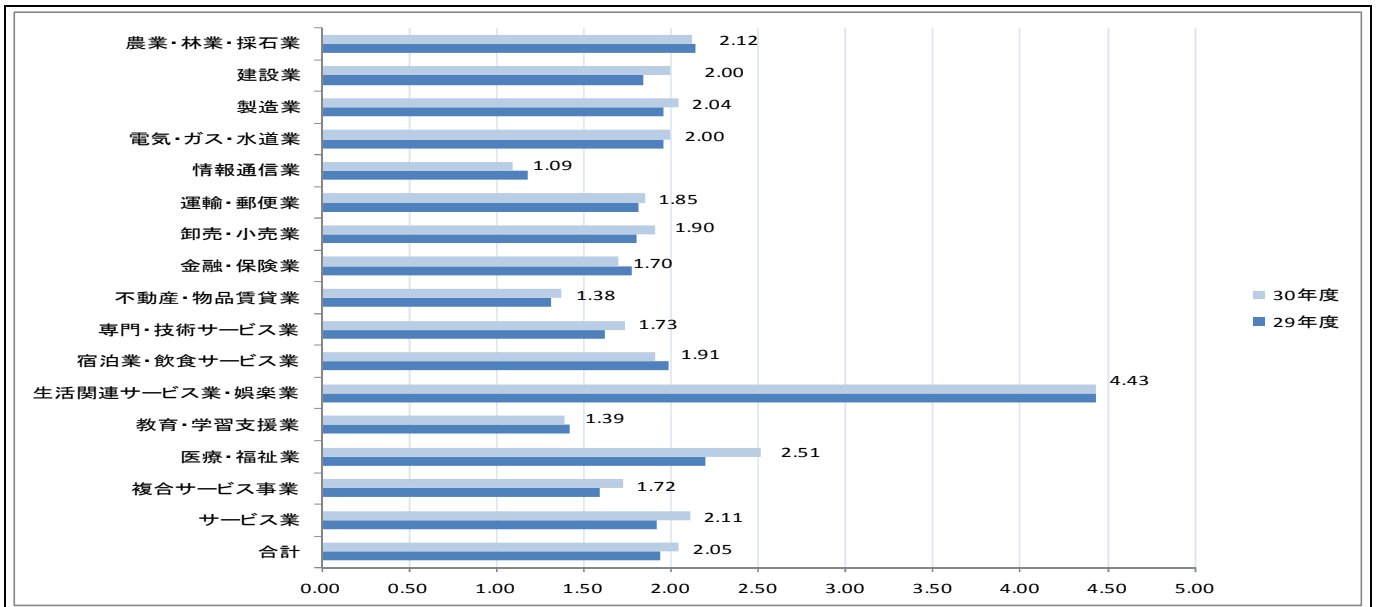
[第3表]

### (3) 産業別の状況

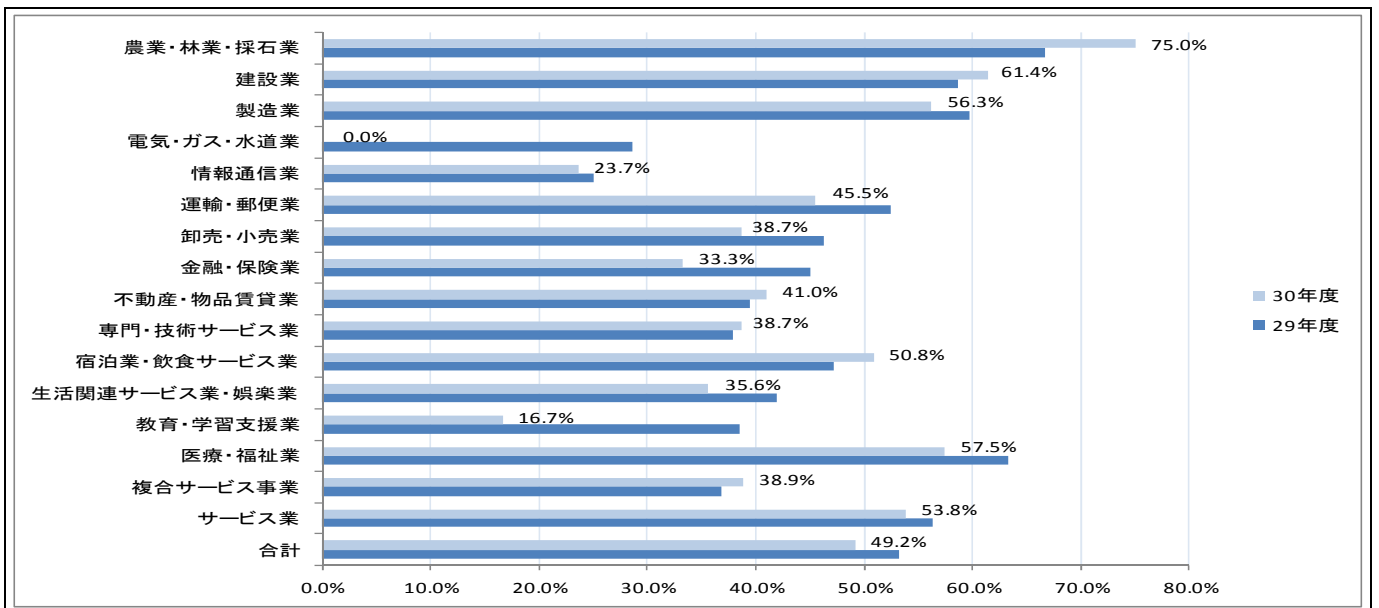
- ① 雇用されている障害者の数は、「情報通信業」、「金融・保険業」、「生活関連サービス業」、「複合サービス事業」において減少したが、それ以外の業種では前年より増加した。
- ② 実雇用率は、「生活関連サービス業・娯楽業」（4.43%）、「医療・福祉業」（2.51%）が法定雇用率を上回っており、「農業・林業・採石業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「教育・学習支援業」において前年を下回ったが、それ以外の業種では前年より上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、「農業・林業・採石業」、「建設業」、「不動産・物品賃貸業」、専門・技術サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「複合サービス事業」において前年を上回ったが、それ以外の業種で前年を下回った。

[第4表]

#### 【産業別の実雇用率】



#### 【産業別の法定雇用率達成企業割合】



第1表 民間企業における障害者の雇用状況(平成30年6月1日現在)

区分	① 企業数 社	② 法定雇用障害者数の 算定基礎となる 労働者数 人	③ 障 害 者 の 数								④ 実雇用率 H÷②×100 %	⑤ 法定雇用 率達成企 業の割合 %
			A. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者 人	B. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者であ る短時間労働 者 人	C. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者 人	D. 重度以外の身 体障害者及び 知的障害者で ある短時間労働 者 人	E. 小計 A×2+B+C +D×0.5 人	F. 精神障害者 である短時間 労働者 人	G. E.のうち、 (注4)に該 当する労働 者 人	H. 計 E+(F-G)×0.5+ G 人		
宮城県	1,525 (1,396)	285,714.0 (276,310.0)	1,192 (1,158)	161 (131)	2,905 (2,642)	391 (334)	5,645.5 (5,256.0)	241 (203)	157 (—)	5,844.5 (5,357.5)	2.05 (1.94)	49.2 (53.2)
全国	100,586 (91,024)	26,104,834.5 (25,204,786.5)	117,892 (112,860)	16,026 (14,842)	249,458 (231,187)	33,629 (30,841)	518,082.5 (487,169.5)	20,527 (17,251)	12,847 (—)	534,769.5 (495,795.0)	2.05 (1.97)	45.9 (50.0)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D、F、G欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- G欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
  - 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
  - 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の( )内は平成29年6月1日現在の数値である。

第2表 民間企業における障害種別雇用状況(平成30年6月1日現在)

障害者の数	①身体障害者の数					②知的障害者の数					③精神障害者の数				
	A. 重度身体障害 者 人	B. 重度身体障害 者である短時間 労働者 人	C. 重度以外の身 体障害者 人	D. 重度以外の身 体障害者であ る短時間労働 者 人	E. 計 A×2+B+C +D×0.5 人	A. 重度知的障害 者 人	B. 重度知的障害 者である短時間 労働者 人	C. 重度以外の知 的障害者 人	D. 重度以外の知 的障害者であ る短時間労働 者 人	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5 人	C. 精神障害者 人	D. 精神障害者 である短時間 労働者 人	F. E.のうち、 (注4)に該 当する労働 者 人	E. 計 C+(D-F)× 0.5+F 人	
5,844.5人 (5,357.5)	1,017人 (987)	123人 (100)	1,546人 (1,456)	177人 (160)	3,791.5人 (3,610.0)	175人 (171)	38人 (31)	886人 (831)	214人 (174)	1,381.0人 (1,291.0)	473人 (355)	241人 (203)	157人 (—)	672.0人 (456.5)	

(注) 第1表と同じ

第3表 民間企業における規模別障害者の雇用状況(平成30年6月1日現在)

企業規模	① 企業数 社	② 法定雇用障害者 数の算定基礎と なる労働者数 人	③ 障 害 者 の 数								④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用率 達成企業 の割合 %
			A. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者 人	B. 重度身体障害 者及び重度知 的障害者であ る短時間労働 者 人	C. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者及び 精神障害者 人	D. 重度以外の身 体障害者、知 的障害者、 知的障害者 である短時間 労働者 人	E. 小計 A×2+B+C +D×0.5 人	F. 精神障害者 である短時間 労働者 人	G. E.のうち、 (注4)に該 当する労働 者 人	H. 計 E+(F-G)×0.5 +G 人		
45.5~ 100人未満	761 (641)	49,893.0 (44,458.5)	176 (159)	40 (26)	440 (399)	120 (80)	892.0 (783.0)	93 (66)	67 (—)	972.0 (816.0)	1.95 (1.84)	46.5 (49.6)
100~ 300人未満	569 (564)	87,771.0 (87,363.0)	326 (339)	53 (52)	853 (836)	125 (124)	1,620.5 (1,628.0)	67 (76)	33 (—)	1,670.5 (1,666.0)	1.90 (1.91)	54.7 (57.6)
300~ 500人未満	104 (106)	35,519.0 (37,264.0)	172 (160)	17 (17)	359 (279)	49 (48)	744.5 (640.0)	23 (22)	17 (—)	764.5 (651.0)	2.15 (1.75)	43.3 (48.1)
500~ 1,000人未満	57 (56)	34,422.5 (36,098.0)	148 (148)	13 (14)	351 (380)	19 (27)	669.5 (703.5)	15 (16)	10 (—)	682.0 (711.5)	1.98 (1.97)	40.4 (53.6)
1,000人以上	34 (29)	78,108.5 (71,126.5)	370 (352)	38 (22)	902 (748)	78 (55)	1,719.0 (1,501.5)	43 (23)	30 (—)	1,755.5 (1,513.0)	2.25 (2.13)	50.0 (62.1)
合計	1,525 (1,396)	285,714.0 (276,310.0)	1,192 (1,158)	161 (131)	2,905 (2,642)	391 (334)	5,645.5 (5,256.0)	241 (203)	157 (—)	5,844.5 (5,357.5)	2.05 (1.94)	49.2 (53.2)

(注) 第1表と同じ

なお、企業規模45.5~100人未満の下段( )内は50~100人未満の数値である。

第4表 民間企業における産業別障害者の雇用状況(平成30年6月1日現在)

区分	① 企業数 社	② 法定雇用障害者 数の算定基礎と なる労働者数 人	③ 障 害 者 の 数							④ 計 E+(F-G)× 0.5+G 人	⑤ 実雇用率 E÷②× 100 %	法定雇用率 達成企業の 割合 %
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者 人	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者 人	C. 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 人	D. 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者である 短時間労働 者 人	E. 小計 A×2+B+C +D×0.5 人	F. 精神障害者 である短時 間労働者 人	G. E.の うち、 (注4) に該 当す る労 働者 人			
農業、林業、採石業	8 ( 3 )	708.0 ( 420.5 )	2 ( 2 )	0 ( 0 )	11 ( 5 )	0 ( 0 )	15.0 ( 9.0 )	0 ( 0 )	0 ( — )	15.0 ( 9.0 )	2.12 ( 2.14 )	75.0 ( 66.7 )
建設業	101 ( 87 )	15,970.0 ( 15,046.0 )	86 ( 79 )	2 ( 0 )	140 ( 116 )	4 ( 5 )	316.0 ( 276.5 )	3 ( 0 )	3 ( — )	319.0 ( 276.5 )	2.00 ( 1.84 )	61.4 ( 58.6 )
製造業	320 ( 303 )	56,238.0 ( 54,583.0 )	248 ( 238 )	13 ( 14 )	606 ( 561 )	31 ( 23 )	1,130.5 ( 1,062.5 )	22 ( 12 )	12 ( — )	1,147.5 ( 1,068.5 )	2.04 ( 1.96 )	56.3 ( 59.7 )
食料品・たばこ	98	13,233.5	45	5	182	24	289.0	17	10	302.5	2.29	—
繊維工業	12	1,011.5	6	1	27	0	40.0	0	0	40.0	3.95	—
木材・家具	11	1,036.0	1	1	5	0	8.0	0	0	8.0	0.77	—
パルプ・紙・印刷	19	1,599.5	6	0	15	0	27.0	0	0	27.0	1.69	—
化学工業	16	5,096.5	18	1	57	1	94.5	0	0	94.5	1.85	—
窯業・土石	10	1,214.0	8	1	8	0	25.0	0	0	25.0	2.06	—
鉄鋼	4	819.0	4	0	6	0	14.0	0	0	14.0	1.71	—
非鉄金属	5	1,011.0	2	0	12	0	16.0	0	0	16.0	1.58	—
金属製品	22	1,898.0	12	0	17	1	41.5	1	1	42.5	2.24	—
電気機械	47	9,670.5	50	1	81	2	183.0	3	0	184.5	1.91	—
その他機械	43	15,043.0	79	1	149	3	309.5	0	0	309.5	2.06	—
その他	33	4,608.5	17	2	47	0	83.0	1	1	84.0	1.82	—
電気・ガス・水道業	6 ( 7 )	14,510.0 ( 14,403.0 )	17 ( 67 )	3 ( 1 )	152 ( 147 )	2 ( 1 )	290.0 ( 282.5 )	0 ( 0 )	0 ( — )	290.0 ( 282.5 )	2.00 ( 1.96 )	0.0 ( 28.6 )
情報通信業	38 ( 40 )	6,232.0 ( 6,069.5 )	23 ( 23 )	3 ( 3 )	19 ( 21 )	0 ( 1 )	68.0 ( 70.5 )	0 ( 2 )	0 ( — )	68.0 ( 71.5 )	1.09 ( 1.18 )	23.7 ( 25.0 )
運輸業・郵便業	121 ( 105 )	15,854.0 ( 15,004.0 )	47 ( 44 )	3 ( 4 )	186 ( 173 )	11 ( 7 )	288.5 ( 268.5 )	5 ( 5 )	4 ( — )	293.0 ( 271.0 )	1.85 ( 1.81 )	45.5 ( 52.4 )
卸売・小売業	238 ( 229 )	57,901.0 ( 57,723.0 )	198 ( 204 )	26 ( 21 )	596 ( 552 )	69 ( 69 )	1,052.5 ( 1,015.5 )	57 ( 52 )	43 ( — )	1,102.5 ( 1,041.5 )	1.90 ( 1.80 )	38.7 ( 46.3 )
金融・保険業	21 ( 20 )	8,753.5 ( 8,434.0 )	34 ( 33 )	7 ( 7 )	66 ( 68 )	15 ( 16 )	148.5 ( 149.0 )	1 ( 1 )	0 ( — )	149.0 ( 149.5 )	1.70 ( 1.77 )	33.3 ( 45.0 )
不動産・物品賃貸業	39 ( 38 )	5,813.0 ( 5,604.0 )	17 ( 14 )	1 ( 3 )	41 ( 39 )	3 ( 1 )	77.5 ( 70.5 )	4 ( 6 )	1 ( — )	80.0 ( 73.5 )	1.38 ( 1.31 )	41.0 ( 39.5 )
専門・技術サービス業	31 ( 29 )	5,565.5 ( 5,373.5 )	19 ( 22 )	0 ( 1 )	57 ( 42 )	1 ( 0 )	95.5 ( 87.0 )	1 ( 0 )	1 ( — )	96.5 ( 87.0 )	1.73 ( 1.62 )	38.7 ( 37.9 )
宿泊業、 飲食サービス業	59 ( 53 )	11,818.0 ( 10,754.5 )	36 ( 32 )	11 ( 11 )	115 ( 118 )	34 ( 32 )	215.0 ( 209.0 )	13 ( 9 )	9 ( — )	226.0 ( 213.5 )	1.91 ( 1.99 )	50.8 ( 47.2 )
生活関連サービス業、 娯楽業	45 ( 43 )	5,915.0 ( 6,377.5 )	57 ( 66 )	7 ( 4 )	131 ( 133 )	11 ( 15 )	257.5 ( 276.5 )	6 ( 12 )	3 ( — )	262.0 ( 282.5 )	4.43 ( 4.43 )	35.6 ( 41.9 )
教育・学習支援業	30 ( 26 )	5,896.0 ( 5,581.0 )	20 ( 23 )	0 ( 0 )	41 ( 32 )	2 ( 2 )	82.0 ( 79.0 )	0 ( 0 )	0 ( — )	82.0 ( 79.0 )	1.39 ( 1.42 )	16.7 ( 38.5 )
医療・福祉業	294 ( 259 )	40,151.0 ( 37,779.5 )	181 ( 166 )	62 ( 46 )	403 ( 343 )	174 ( 127 )	914.0 ( 784.5 )	117 ( 96 )	71 ( — )	1,008.0 ( 832.5 )	2.51 ( 2.20 )	57.5 ( 63.3 )
複合サービス事業	18 ( 19 )	4,816.5 ( 5,321.0 )	23 ( 24 )	2 ( 2 )	35 ( 34 )	0 ( 1 )	83.0 ( 84.5 )	0 ( 0 )	0 ( — )	83.0 ( 84.5 )	1.72 ( 1.59 )	38.9 ( 36.8 )
サービス業	156 ( 135 )	29,572.5 ( 27,836.0 )	134 ( 121 )	21 ( 14 )	306 ( 258 )	34 ( 34 )	612.0 ( 531.0 )	12 ( 8 )	10 ( — )	623.0 ( 535.0 )	2.11 ( 1.92 )	53.8 ( 56.3 )
合 計	1,525 ( 1,396 )	285,714.0 ( 276,310.0 )	1,192 ( 1,158 )	161 ( 131 )	2,905 ( 2,642 )	391 ( 334 )	5,645.5 ( 5,256.0 )	241 ( 203 )	157 ( — )	5,844.5 ( 5,357.5 )	2.05 ( 1.94 )	49.2 ( 53.2 )

(注) 第1表と同じ

第5表 民間企業における雇用状況の推移(各年6月1日現在)

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)	
			(人)	うち重度 (実数) (人)					
平成	2	703	167,080	2,227	450	1.33	361	51.4	873
	3	762	177,764	2,404	484	1.35	388	50.9	901
	4	839	188,883	2,606	541	1.38	394	47.0	934
	5	859	193,636	2,708	578	1.40	408	47.5	903
	6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944
	7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949
	8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940
	9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013
	10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983
	11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292
	12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233
	13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135
	14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112
	15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063
	16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130
	17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049
	18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001
	19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998
	20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102
	21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051
	22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5
	25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0
	26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5
	27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5
	28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0
	29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0
	30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5

第6表 障害者雇用状況報告に基づく宮城県内実雇用率上位 10 社(平成 30 年 6 月 1 日現在)

企業名	業 種	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	実雇用率(%)
ほっとファーム(株)	障害者福祉事業	仙台市青葉区	49.0	114.29
(株)MAYURA	障害者福祉事業	仙台市青葉区	50.0	97.00
(株)新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区	67.0	89.55
Green-Room(株)	整骨院およびマッサージ治療院	仙台市青葉区	52.0	33.65
白石クリーニング協同組合	クリーニング業	白石市	54.0	33.33
(有)ニューホワイトクリーニング	クリーニング業	白石市	52.5	31.43
(株)オートランドリータカノ	クリーニング業	仙台市太白区	307.5	30.57
(株)フジ・スタイリング	紳士服縫製加工業	仙台市泉区	108.0	21.30
東邦メッキ(株)	電気メッキ塗装業	柴田郡村田町	58.5	20.51
(社福)共生福祉会	障害者福祉事業	仙台市太白区	214.5	16.32

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [ ] 内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること